

## 5-9 世田谷区環境基本条例

### 環境への配慮要請／説明会の開催／環境計画書及び説明会開催状況報告書の提出

#### (1) 環境配慮制度

この制度は、開発事業者等の方々に環境への配慮を要請し、協議終了後に「環境計画書」及び「説明会開催状況報告書」の提出を求め、その内容を『環境配慮幹事会』で検討したうえで手続き終了となります。なお、各段階で環境への配慮が不十分と認められた場合は、改めて配慮を要請します。また、手続き終了後に『世田谷区環境審議会』に報告します。

#### (2) 対象事業（概略）

下表の種類及び規模の事業で、新設又は増改築等を行う場合が対象となります。

	種類	略称	規模
1	建築物等の建設	建	敷地面積が3,000㎡以上又は高さが60m以上又は延べ床面積が5,000㎡以上のもの
2	土地の開発行為	開	区域の面積が3,000㎡以上のもの
3	自動車駐車場の建設	駐	同時駐車能力が50台以上又は駐車場の面積が1,000㎡以上のもの
4	住宅団地の建設	住	住宅戸数が100戸以上のもの
5	土地区画整理事業	土	施行する土地の区域の面積が5ha以上のもの
6	市街地再開発事業	市	施行する土地の区域の面積が5ha以上のもの
7	道路の建設	道	道路区間の延長が500m以上で、幅員12m以上のもの
8	廃棄物処理施設の建設	廃	一般又は産業廃棄物処理施設のすべてのもの
9	鉄道又はモノレールの建設	鉄	旅客又は貨物の運送の常用に供するすべてのもの
10	河川の改修	河	改修する区間の延長が50m以上のもの
11	指定作業場の建設	指	指定作業場の面積が1,000㎡以上のもの
12	公園の建設	公	公園の面積が1,000㎡以上のもの

※対象単位は、原則として敷地全体とします。

#### (3) 他条例との関係

- ① 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」、「世田谷区みどりの基本条例」、「世田谷区風景づくり条例」及び「世田谷区雨水流出抑制事業」等に基づく届出は、原則本制度の手続提出前に済ませておいてください。
- ② 建築確認申請(計画通知を含む)及び開発許可申請は、本制度の手続終了後に提出願います。

#### (4) 環境配慮事項

次の事項について、環境への配慮を願います。想定される具体的な項目は、事業の種類により異なります。

- ① 公害の防止
- ② 水に係る環境の確保
- ③ みどりに係る環境の確保
- ④ 生き物の生息環境の確保
- ⑤ 良好な風景の形成
- ⑥ 歴史的文化的遺産の確保
- ⑦ 資源の循環的な利用
- ⑧ エネルギーの有効利用
- ⑨ ユニバーサルデザインに関する配慮
- ⑩ 災害の防止
- ⑪ その他区長が必要があると認めるもの

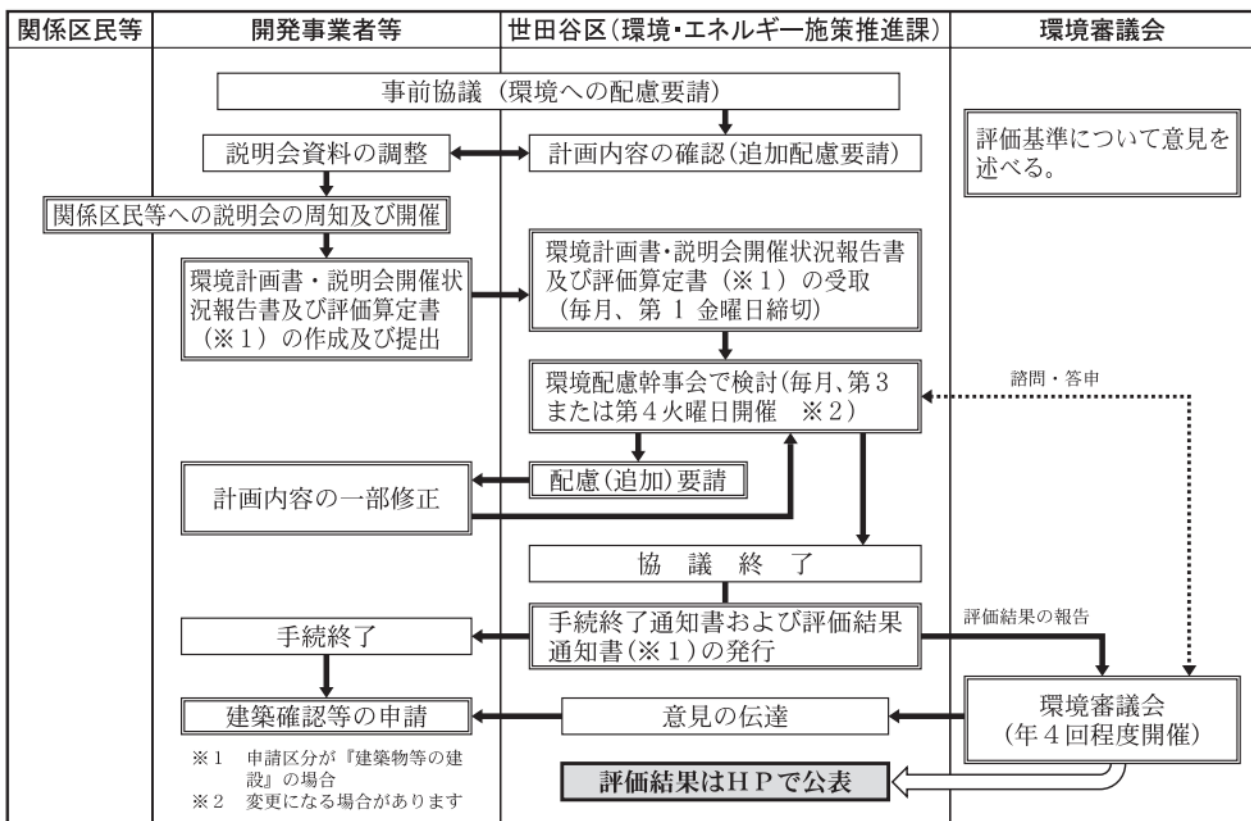
#### (5) 環境計画書の配慮内容を評価する仕組み

平成28年7月から環境配慮制度の対象となる事業のうち「建築物等の建築」を行った開発事業者は、環境計画書の提出と共に開発事業者が取り組んだ環境配慮の具体的な内容を自己評価の上、提出していただきます。これは次に掲げる4つの評価区分ごとに三段階で評価し、その評価結果を区のホームページにて公表いたします。

【4つの評価区分】

- ① 自然エネルギーの有効利用
- ② 省エネルギー対策
- ③ みどりの保全、創出
- ④ 災害対策

手続の流れ図



**【重要】**ご来庁の際は、事前に担当者へご連絡・日程調整をお願いいたします。

担当	環境政策部 気候危機対策課 環境配慮担当 電話番号 03-6432-7140 ファクシミリ 03-6432-7981
----	---